

④ 手当・年金・貸付

手 当

手当等

区役所・北須磨支所保健福祉課（裏表紙）

名 称	受給資格者	支給要件	所得 限度	支給月額	支給月
特別児童 扶養手当	精神または身体に障害を有する20歳未満の子どもを監護している親または養育者(施設に入所している場合を除く)	精神または身体に重度の障害を有する(※)	有	2024年4月～ 55,350円	4月 8月 11月
		精神または身体に中度の障害を有する(※)		2024年4月～ 36,860円	
障害児 福祉手当	常時介護を必要とする20歳未満の障害児(施設に入所している場合を除く)	精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする(※)	有	2024年4月～ 15,690円	2月 5月 8月 11月
福祉手当 (経過措置) ※新規認定は ありません	1986年3月31日に廃止された福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給できない者				
特別障害者 手当	常時特別の介護を必要とする20歳以上の者 ・施設に入所している場合を除く ・病院または診療所に3か月を超えて入院している場合を除く	精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする(※)	有	2024年4月～ 28,840円	
重度心身 障害者 介護手当	重度の障害児(者)を居宅で介護している者(施設に入所している場合または、障害者総合支援法の自立支援給付サービス、介護保険サービスを受給している場合を除く)	申請時に65歳未満で、6か月以上ねたきりや常時介護を必要とする状態にある重度の知的障害または重度の身体障害(1・2級)(※)	有	10,000円	
障害者特別 給付金	1981年(昭和56年)12月31日以前に20歳以上で障害のあった外国人等、制度的な理由で障害基礎年金を受給できない障害者	重度障害者 ・身体障害者手帳(1・2級) ・療育手帳(A判定) ・精神障害者保健福祉手帳(1級)	有	重度 2024年4月～ 1956.4.1以前生まれ 82,562円 1956.4.2以降生まれ 82,812円	1月 4月 7月 10月
		中度障害者 ・身体障害者手帳(3級) ・療育手帳(B1判定) ・精神障害者保健福祉手帳(2級)		中度 2024年4月～ 1956.4.1以前生まれ 66,050円 1956.4.2以降生まれ 66,250円	

※特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当・重度心身障害者介護手当の具体的な支給要件についてはお問い合わせいただくか、神戸市ホームページにおいてパンフレットをダウンロードすることができます。

児童扶養手当

☎ 区役所・北須磨支所保健福祉課（裏表紙）

離婚や死亡等により父または母と生計をともにできない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳に達する日の前日まで）の児童を養育している人に支給されます。（ひとり親以外にも父または母が政令で定める重度障害の状態であれば対象になります）

〔手当額（月額）〕

<1人目の児童について>

全部支給 45,500円

一部支給 45,490～10,740円

<2人目加算額>

全部支給 10,750円

一部支給 10,740～5,380円

<3人目以降加算額>

全部支給 6,450円

一部支給 6,440～3,230円

※養育している人が公的年金等を受けることができる場合や、養育している人等の所得が限度額以上の場合など手当が支給停止となることがあります。

※2024年11月分（2025年1月支給）より、所得制限限度額の変更が予定されています。

※2024年11月分（2025年1月支給）より、3人目以降の加算額の引き上げが予定されています。

年 金

国民年金（障害基礎年金）

☎ 区役所・北須磨支所保険年金医療課（北神区役所は市民課）

日本年金機構年金事務所（71ページ）

病気やけがなどによって、法律（国民年金法）で定められた1級または2級の障害の状態になったときに受けることができます。

〔受給資格者〕精神または身体に一定以上の障害を有する20歳以上の人（老齢年金を受け始めてから障害が発生した人を除く）

※20歳以上で障害が発生した人は、公的年金制度に加入しており、一定の要件に該当することが必要。20歳前に障害が発生した人は、20歳になったときに障害等級の1級または2級に該当していれば、20歳になったときから受給が可能。

〔支給月〕2・4・6・8・10・12月

〔支給制限〕20歳前の傷病による障害基礎年金は、本人に一定額以上の所得があれば、全額または2分の1が支給停止となります。

〔手続き先〕障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診察を受けた日（初診日）の公的年金制度への加入状況で異なります。

初診日の加入状況	手続き先
国民年金（第1号被保険者） 未加入（20歳未満、60歳以降）	区役所・支所 国保年金係
上記以外	日本年金機構 年金事務所

〔支給額〕

国民年金法の障害等級	支給月額	子の加算月額
1級該当者	85,000円（1956年4月2日以後生まれ）	第1子・第2子 1人につき19,566円
	84,760円（1956年4月1日以前生まれ）	
2級該当者	68,000円（1956年4月2日以後生まれ）	第3子から 1人につき6,525円
	67,808円（1956年4月1日以前生まれ）	

〔障害年金生活者支援給付金〕

障害基礎年金の受給者のうち、前年の所得が4,721,000円以下である人に支給されます。

（給付額：1級…月額6,638円、2級…月額5,310円）

厚生年金（障害厚生年金・障害共済年金）

☎ 日本年金機構年金事務所（71ページ）、各共済組合

厚生年金保険、共済年金加入期間中に障害が発生した場合は、障害基礎年金に上乗せして、障害厚生年金、障害共済年金が支給されます。

※障害厚生年金3級の場合は、障害基礎年金の支給はありません。

特別障害給付金

☎ 日本年金機構年金事務所（71ページ）

障害基礎年金等の受給要件を満たすことが出来ない人を救済する制度があります。

〔対象〕 つぎの（1）または（2）に該当した者であり、当時任意加入していなかった期間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害状態にある人

（1）1991年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

（2）1986年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者等（厚生年金保険・共済組合等の加入者など）の配偶者

〔給付額〕 障害基礎年金1級相当に該当…月額55,350円

障害基礎年金2級相当に該当…月額44,280円

※本人の所得が一定額以上あるときは、全額または2分の1が支給停止となります。

〔手続き先〕 区役所・支所 国保年金係

心身障害者扶養共済制度

☎ 福祉局障害福祉課 電話 322-5133 FAX 322-6044

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障害）のことがありお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたら、障害のある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする任意加入の制度です。

※生活保護を受給している方、市民税が非課税の方などは掛金の減免対象となる場合があります。

（1口目のみ対象です。）

〔保護者の加入資格等〕

加入できる人	加入限度	保護者が死亡または重度障害となった場合の年金月額
65歳未満の健康な保護者	2口	1口加入の場合 20,000円
		2口加入の場合 40,000円

〔障害のある方の加入要件〕

障害のある方とは、次の①～③のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません）

①知的障害者

②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。

③精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方。

〔毎月の掛金〕（新規加入の場合）

加入（口数追加）時の年度の4月1日時点の年齢	毎月の掛金（1口あたり） ※
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※加入には、独立行政法人福祉医療機構の審査が必要です。また、制度の見直しにより、毎月の掛金が改定されることがあります。

貸 付

生活福祉資金の貸付

㊦ 各区社会福祉協議会（裏表紙）

他からの資金の利用が困難な障害者世帯に対し、資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域社会での安定した生活を支援するものです。

〔対 象〕・障害者世帯であること

（身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯、療育手帳の交付を受けている方の属する世帯、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯）

- ・民生委員の援助指導が受けられること
- ・貸付金の償還が確実であること
- ・確実な連帯保証人を有すること※

※連帯保証人がいる場合は無利子ですが、連帯保証人が確保できない場合は年利1.5%となります。

〔貸付対象となる資金の用途と貸付限度額等〕

※すべての資金において、契約済、購入済、支払済のものについては貸付を行いません。

※貸付には他にも細かい条件があり、諸条件に該当しない場合は、貸付できないことがあります。

詳細については窓口にお問合わせください。

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	460万円以内	6か月以内	9年以内
資格や技能を習得するための学費など	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	技能習得 期間満了後 6か月以内	8年以内
技能を習得するための学校への入学金など	50万円以内	6か月以内	3年以内
住宅のバリアフリー化等の改築、補修など	250万円以内		7年以内
福祉用具等の購入	170万円以内		8年以内
障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	250万円以内	3か月以内	8年以内
中国残留邦人等の国民年金保険料の追納	513.6万円以内	6か月以内	10年以内
負傷または疾病の療養 （療養期間が1年以内の場合）	170万円以内		5年以内
介護・障害者サービス等の利用 （利用期間が1年以内の場合）	170万円以内		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	1年以内	7年以内
葬儀など	50万円以内	6か月以内	3年以内
住居の移転など			
その他日常生活上一時的に必要な経費			